平成２６年（フ）第１９０号
岐阜市敷島町８丁目13番地２　敷島マンション201号室
債務者　大竹由希江
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１９４号
岐阜県各務原市前渡東町２丁目87番地
債務者　丹羽　哲郎
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４０７号
愛知県小牧市大字小牧3522番地　山北宿舎４棟307号
債務者　教材文具ナカシマこと　中島壽美男
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５２８号
名古屋市緑区鳴海町字京田81番地の１
債務者　原　　慎
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６８６号
名古屋市瑞穂区牛巻町７－１－２－403、住民票上の住所名古屋市港区宝神町字会所裏706番地の80
債務者　木村　修司
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７９４号
名古屋市守山区青山台502番地　吉根住宅３棟109号
債務者　筒井　由美
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８１５号
名古屋市天白区梅が丘４丁目813番地の２
債務者　長谷川江理子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５５４号
兵庫県姫路市大津区西土井367番地２　アヴェニュー谷川202号、従前の住所兵庫県姫路市余部区下余部317番地８
債務者　河野　綾典
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第８０号
兵庫県赤穂郡上郡町高山1228―952、住民票上の住所大阪府東大阪市稲葉１丁目４番45号
債務者　瀬川美佐夫
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１３９号
兵庫県姫路市田寺８丁目13番43―604号　スカイハイツ田寺、従前の住所福岡市早良区西新２丁目７番８―1107号
債務者　村上純一郎
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１４０号
兵庫県姫路市田寺８丁目13番43―604号　スカイハイツ田寺、従前の住所福岡市早良区西新２丁目７番８―1107号番地
債務者　村上ルリ子
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２０３号
兵庫県姫路市網干区高田54番地５　レオパレス共栄111号室、従前の住所愛知県瀬戸市中品野町５番地　２―101
債務者　辻　　友也
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２２１号
兵庫県姫路市御国野町国分寺329番地
債務者　西尾　　健
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２２３号
兵庫県姫路市西中島230番地
債務者　原　　史好
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１４７号
奈良市大安寺３丁目４番５―203号
債務者　兵等　隼人
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１５２号
広島市安佐南区安東２丁目16番４―101号
債務者　佐々木幸恵
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２７７号
広島市西区中広町１丁目５番11―202号
債務者　水穴　順子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで　広島地方裁判所民事第４部